

## 岡山県事業継続特別支援金交付要綱

### (目的)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の影響を受け、事業活動に著しい支障を生じている事業者に対し、その事業の継続を支援するため、事業全般に広く使える岡山県事業継続特別支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付等に関しては、岡山県補助金等交付規則（昭和41年規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、「事業者」とは、会社法（平成17年法律第86号。）第2条第1号に規定する会社（以下「会社」という。）、及び個人事業者（以下「個人」という。）をいう。

### (交付対象者)

第3条 支援金の交付対象となる事業者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- 一 新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金の支払の臨時特例に関する政令（令和2年政令第158号）第1項に規定する新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金（以下「持続化給付金」という。）の給付を受けた事業者
- 二 岡山県内に主たる事業所を有する事業者
- 三 令和2年3月末、同年4月末又は同年5月末いずれかの時点において、雇用保険法（昭和49年12月28日法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者（以下「被保険者」という。）が21名以上である事業者

### (不交付要件)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者に対しては支援金を交付しない。

- 一 既に支援金の交付を受けた事業者
- 二 会社の役員等又は個人が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業者
- 三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う事業者
- 四 支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと知事が認める事業者

### (支援金の額)

第5条 支援金の額は、令和2年3月末、同年4月末又は同年5月末いずれかの時点における被保険者一人につき2万円とし、上限額を1千万円とする。ただし、申請者の事業の状況等を勘案して、知事が相当と認めた場合は、交付額を減額することがある。

### (交付申請の期間及び添付書類等)

第6条 支援金の申請期間は、令和2年6月26日から令和3年3月1日までとする。

- 2 支援金の交付申請書兼実績報告書（様式第1号）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 誓約書(様式第2号)
  - 二 主たる事業所の所在地がわかる書類
  - 三 持続化給付金の給付通知書の写し
  - 四 雇用保険適用事業所情報提供請求書(適用事業所情報の提供を請求することについて、一切の権限を知事に委任したもの)(様式第3号)
  - 五 会社の場合は役員名簿(様式第4号)
  - 六 交付対象者が会社の場合は法人名義の振込先口座の通帳の写し、個人の場合は申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
  - 七 その他知事が必要と認める書類
- 3 前項第4号の雇用保険適用事業所情報提供請求書(以下「提供請求書」という。)は、公共職業安定所等から入手した令和2年3月末、4月末又は5月末のいずれかの被保険者の人数を証明する書類の提出をもって代えることができる。

(交付条件)

第7条 規則第6条の規定により支援金の交付に際して付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- 一 申請者は、支援金の収支に関する帳簿を備え、知事から別途指示があった場合は、支援金の使途、事業の実施状況その他支援金に関する資料を備えおくとともに、知事から提出の求めがあったときはこれに応じること。また、これらの帳簿及び資料を支援金の交付を受けた年度の終了後5年間保管すること。
- 二 申請者は、持続化給付金の不正受給が発覚して公表されたときは、直ちにその旨を知事に報告するとともに、支援金の返還等について、知事の指示に従うこと。

(支援金の実績報告、額の確定及び交付)

第8条 支援金の実績報告については、規則第13条の規定にかかわらず、規則第4条の規定によるこの支援金の交付申請書の知事への提出により当該実績報告があったものとみなす。

- 2 支援金の額の確定は、規則第14条の規定にかかわらず、規則第5条の規定によるこの支援金の交付決定により当該支援金の額の確定を行ったものとみなす。
- 3 申請者がこの支援金の交付を受けようとする場合における規則第16条第1項の規定の適用については、同項中「第14条」とあるのは「第5条」とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月16日から施行する。